

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2024年 7月 30日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市右京区西院溝崎町21		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ローム株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 松本 功 (代理) サステナビリティ推進部 統括課長 中田 愉香			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	567 台	3 台	34 台	598 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	581 台	5 台	33 台	572 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	45	キログラム	197.71	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	521	キログラム	507.5	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	フロン使用機器を保有する部門ごとに管理担当者と責任者を任命し、担当者が管理する機器を全て社内登録のうえ台帳管理を嫉視している。また、フロン使用機器に関する標準書に基づき簡易点検等を抜けなく実施し、漏えい防止に努めている。			
	廃棄時	フロン使用機器に関する標準書に基づき、管理担当者は社内廃棄申請を提出し、取りまとめ部門から行程管理票を発行を受け回収業者へ依頼をし、回収完了が確認できないと廃棄できない仕組みを導入している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	遊休設備を含む全フロン使用機器に対し、1回/3ヵ月の簡易点検を抜けなく実施するとともに、大型の空調機器等については日常点検も実施している。			
	廃棄時	1回/3ヵ月の簡易点検を各部門へ依頼する際に、廃棄に関する法規制等をまとめた資料を毎回送付し、管理担当者の教育を行っている。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際はノンフロン製品を選定する、もしくは現状よりも地球温暖化係数が低い冷媒を使用した製品の導入を検討する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。